

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成41年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成41年3月31日まで) |

庁内各局部課長
皇宮警察本部長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
警察大学校長
科学警察研究所長

殿

警察庁丙刑企発第86号
平成31年3月29日
警察庁刑事局長

乗り物盗専用の被害届の様式について(通達)

乗り物盗に係る被害届については、「乗り物盗専用の被害届の様式について」(平成25年7月30日付け、警察庁丙刑企発第52号)により運用しているところであるが、平成31年4月1日から別記様式のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

今回改正された様式については、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、適宜修正を加え、これを使用することは差支えない。

旧通達については、この通達の実施に伴い廃止する。

なお、当該様式の運用については、法務省と協議済みである。

| | | 被害者氏名 | | | |
|------------------|--------------------------------|------------|-----|-----|-------|
| 被 害 金 品 | 品 名 | 数 量 | 時 価 | 特 徴 | 所 有 者 |
| | | (記載事項 無 有) | | | |
| | 犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着衣、特徴等 | (記載事項 無 有) | | | |
| | 遺留品その他参考 となるべき事項 | (記載事項 無 有) | | | |

注意 記載事項がある場合には、「有」を○で囲み必要事項を記載し、記載事項がない場合には、「無」を○で囲むこと。

(用紙 日本工業規格 A 4)